

令和6年度万博を契機とした沖縄観光推進事業 「英語圏グローバルメディア活用万博・沖縄観光情報発信事業」 委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度万博を契機とした沖縄観光推進事業「英語圏グローバルメディア活用万博・沖縄観光情報発信事業」委託業務

2 履行期間

業務委託契約締結の日から令和7年11月28日まで

※ 本事業は令和6年度11月補正予算及び令和7年度当初予算債務負担行為により、会計年度を跨いだ契約・執行を行うものである。

3 業務目的

令和7年度開催の大阪・関西万博に来場可能性のある国内外からの観光客のうち、長期休暇による日本滞在が期待され、自然・伝統文化に関心が高いと考えられる欧米豪地域からの外国人観光客に、当該地域で日常的に視聴・信頼されている英語グローバルメディアを通じて万博テーマと親和性の高い沖縄の自然体験、伝統文化、泡盛等食文化に関する情報を「旅前プロモーション」として発信、当該地域における沖縄の認知度向上と来訪者数増加を推進する。

4 対象国

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の公表資料及びデータにおける、「国別来場者シェア」の高い国々のうち、近隣東アジア諸国に次いで来場者シェアが高く、沖縄県の海外誘客プロモーションの主要ターゲットである以下の国のうち2か国以上を対象とする。

- (1) アメリカ
- (2) イギリス
- (3) オーストラリア

英語以外の言語を公用語とする国について対象としないが、公募要領記載の提案上限額を踏まえ、上記以外の国々に対しても英語で効果的に発信可能な場合は提案を行うこと。

5 業務内容

- (1) 万博テーマと親和性の高い沖縄の自然体験、伝統文化、泡盛等食文化関連の観光情報記事の制作・配信

- ① 本事業では「大阪・関西万博」を絡めた沖縄の紹介及びPRを実施し、万博と沖縄の二つを結びつける横断的な取り組みにより、海外における沖縄の認知度、理解、並びに誘客推進を図る。長期滞在型の訪日旅行意欲が旺盛な一方で沖縄の認知度がいまだ低い欧米豪地域をターゲットとして、万博来場のための訪日、又はその後将来的な沖縄訪問を促すための観光情報発信を行う。
- ② 受託者が持つ実績やノウハウに基づき、沖縄のコンテンツを深掘りして対象の地域・国に効果的に訴求可能なストーリーや記事を制作・配信する。
- ③ これまでに沖縄県及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローがオンラインで公開・発信しているウェブサイト、SNS、沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」ブランド動画等を確認の上、本事業ならではの独自性ある記事の制作・配信を図る。
- ④ 記事制作に関連して、写真の撮影や各種誘導バナー等の制作を想定している。映像制作については妨げないが、本事業の趣旨が制作そのものではなく、万博に絡めた沖縄の露出機会拡大を図るものであることに留意すること。
- ⑤ 沖縄県が沖縄観光コンベンションビューローに管理運営を委託している海外向け沖縄観光情報ウェブサイト「VISIT OKINAWA JAPAN」において、本事業の制作コンテンツを適宜活用、掲載、又は上記ウェブサイトへのアクセス誘導等が実施できるよう、両機関と協議の上対応していくものとする。
- ⑥ 制作物の著作権その他の知的財産権等及び所有権について、委託業務の趣旨上、沖縄県に帰属するよう契約書で規定するものとし、受託者は受託者又は第三者が著作権者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。ただし、上記に拠りがたい場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(2) 本事業によるプロモーション効果測定調整

- ① (1)を実施後に、記事の制作・配信を実施した効果を測定調査すること。特に、今回万博のような国際行事の日本開催に伴い訪日旅行意欲を高めながらも沖縄を認知していない層に、万博と沖縄を横断的にPRした結果として、沖縄の認知、理解、来訪意欲の変化を分析・把握できることが望ましい。
- ② 効果測定対象国については、記事配信及びの配信国と同一とする。
- ③ 調査データは「6 成果物」に含めて沖縄県に納品すること。

6 成果物

本事業の成果物として、以下を沖縄県に納品すること。

- (1) 「5 業務内容」に係る全ての制作物
- (2) 事業報告書（印刷版1部、及び電子データ一式）
- (3) 事業報告書概要版（印刷版1部及び電子データ一式）

※ (2)の50%以内のページ数にまとめること

(4) その他沖縄県が提出を指示するもの

7 業務の再委託

(1) 再委託の定義

本業務委託仕様書で定める再委託については、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部または一部について、第三者（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいう。

(2) 第三者への委任又は請負の範囲

① 本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (ア) 記事制作にあたり必要な素材の取得、編集業務
- (イ) 記事等の発信業務
- (ウ) 事業実施計画書で事前に具体的に定める業務
- (エ) その他、簡易な業務

② 「5 業務内容」の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本委託業務を遂行する上で必要な直接経費で第三者において企画判断や管理運営等を伴わない経費は、需用費、役務費、使用料／賃借料等の中で適切に整理及び管理を行うこと。

【需用費、役務費、使用料／賃借料の例】

受託者の企画判断及び管理運営のもとで発注、又は実施する以下に類する業務。

- (ア) 記事広告の編集及び出稿業務
- (イ) 映像編集業務
- (ウ) デザイン業務
- (エ) テレビCMや番組枠等の広告枠の購入
- (オ) その他、業務の内容及び履行上、沖縄県が非再委託と判断した業務

(3) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(4) 契約の主たる部分の再委託の禁止

委託業務の成果に密接に関わる業務など、受託者が履行する必要がある次の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負

わせてはならない。

【契約の主たる部分】

- (ア) 契約金額の 50 %を超える業務
- (イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務

ただし、業務の履行上、これにより難い特別な事情がある場合は、予め沖縄県と協議の上認められた場合に限り、これと異なる取扱いをすることがある。

(5) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

(6) 再委託の申請及び承認

業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、以下の手続きにより再委託開始予定日の 10 日前までに、「再委託承認申請書」を沖縄県観光振興課に提出し、事前に沖縄県から再委託の承認を受けるものとする（様式については、業務委託契約前の協議時に提示する）。

ただし、以下に該当する場合は、業務の管理運営上、再委託の申請及び承認の手続きを省略できるものとする。

- ① 業務委託契約書案第 2 条に定める、受託者が作成する実施計画書において、再委託先の選定方法、再委託の内容、概算額等の内容が明記された業務で、実施計画の一部として沖縄県が承認したもの。
- ② 契約（請負）額が 100 万円未満で、再委託先において企画判断や管理運営等を伴わない業務
- ③ その他、金額にかかわらず、以下の簡易と認められる業務
 - (ア) 資料の収集、整理
 - (イ) 複写、印刷、製本
 - (ウ) 原稿、データの入力及び集計
 - (エ) その他、沖縄県と協議を行った上で認める簡易な業務

(7) 再委託先との追加契約

企画競争等の所定の手続きを経て契約した再委託先との追加契約は、原則として認めない。ただし、再委託先との契約後に発生した、事前に予期できなかった事由、天災等による不可抗力、緊急性のある対応については、沖縄県と速やかに協議を行い承認した場合に限り、追加契約を認めるものとする。

8 一般管理費

(1) 一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

(2) 一般管理費は、次の計算式により算定すること。

【一般管理費の算定方法】

(人件費＋事業費－再委託費(※)) × 10/100 以内 (小数点以下切捨て)

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

[請負契約の例]

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

9 留意事項

(1) 本仕様書に記載の業務内容は企画提案のために設定したものであり、事業執行のための業務委託仕様書は、業務委託契約前の協議において沖縄県から委託候補者に提示する。

(2) 委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。企画提案内容を全て実施することを保証するものではない。

(3) 本事業は沖縄県一般財源を活用して実施するものであるが、受託者は、会計管理にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に準じて、適正に業務及び会計処理を行うこと。

(4) この他、本仕様書に記載又は定めのない事項については、沖縄県観光振興課との協議により決定又は実施するものとする。

以上